

令和2（2020）年度第2回 栃木県消費生活安定対策審議会（栃木県消費者教育推進地域協議会）
御意見等とそれに対する県の考え方

1 栃木県消費者基本計画（栃木県消費者教育推進計画）【第2期】案について

基本方針Ⅱ 消費者被害防止のための情報発信

No.	御意見・御質問	県の考え方
1	「取組の方向3 関係機関等との情報共有と連携の強化」の「(2) 消費者意見の施策への反映」について、消費生活安定対策審議会での審議を反映させるとともに、さらに多様な団体等からの意見を聞く場を設け、施策に反映していくことを希望します。	「(3) 消費者団体等との連携」において記載しているとおり、消費者団体や特定非営利活動法人、栃木県弁護士会、栃木県司法書士会、事業者団体等と連携して啓発活動等を実施するほか、それぞれの団体等と情報交換を行いながら消費者行政を推進して参ります。 また、必要に応じて、関係する団体等から意見を聞く仕組みづくりについて検討して参ります。
2	「取組の方向3 関係機関等との情報共有と連携の強化」の「(5) 公益財団法人栃木県国際交流協会との連携」について、グローバル化の進展の中で、取り組むべき課題も増加傾向にあると思います。国際交流協会との連携に加え、その他団体等との更なる連携推進を望みます。	

基本方針Ⅲ 消費生活相談体制の充実

No.	御意見・御質問	県の考え方
3	「取組の方向1 県消費生活センターにおける体制の強化」の「(2) 県消費生活相談員の資質向上」及び「取組の方向2 市町に対する支援の強化」の「(4) 消費生活相談員の人材確保」について、「消費生活相談員の処遇改善及び社会的地位の向上を図る」といった国の消費者基本計画を踏まえた文章にしてください。	御意見の趣旨を踏まえ、県及び市町の相談体制の充実に向けて、人材確保や研修の充実等を通じて、消費生活相談員が十分に力を発揮できる環境づくりに取り組んで参ります。
4	「取組の方向1 県消費生活センターにおける体制の強化」の「(4) 消費生活相談員の人材確保」について、消費生活相談員の処遇改善の面からも、人材確保の推進に努めてほしいと考えます。	
5	「取組の方向3 実効性のある見守りの実施」の「(1) 地域における見守りの担い手の育成」について、高齢者を支援する地域包括支援センターや介護支援専門員、各種サービス提供事業所の生活相談員などに対して研修を行い、「くらしの安心サポーター」として認定することで、高齢者のトラブル発生防止につながるのではないかと考えます。	御意見の趣旨を踏まえ、消費者被害防止の観点から実効性のある見守りを実施できるよう、今後とも、高齢者を支援する地域包括支援センターなどを対象として、講座開催や情報提供等に取り組んで参ります。

No.	御意見・御質問	県の考え方
6	「取組の方向3 実効性のある見守りの実施」の「(1) 地域における見守りの担い手の育成」について、「くらしの安心サポーター」の目標登録者数は何名でしょうか。	「くらしの安心サポーター」は、かしこい消費者講座応用編修了者等消費生活に関する一定の知識を有する方が認定を受け、消費者と行政のパイプ役として、各人の可能な範囲で啓発活動や見守り活動を行っています。 令和2（2020）年10月19日現在、324名が登録していますが、目標登録者数は設けていません。今後とも、「くらしの安心サポーター」の新規認定を推進するほか、円滑な活動に向けて研修会開催や情報提供に取り組んで参ります。
7	「取組の方向3 実効性のある見守りの実施」の「(2) 高齢者等を見守る体制の強化」について、見守りの対象は高齢者のみではないことから、障害者、若年者及び外国人等も対象に含める文章に修正をお願いします。	本計画では、高齢者等「消費生活上配慮を要する方々」を対象とした見守り体制の充実を図ることとしており、御意見にあるような障害者、若年者及び外国人等も見守りの対象に含んでいます。 御意見にあるような方々に対しても、市町における消費者安全確保地域協議会の設置推進や、関連する事業者団体等への情報提供などを通じて、消費者被害の未然防止及び拡大防止に努めて参ります。

基本方針Ⅳ 消費生活における安全・安心の確保

No.	御意見・御質問	県の考え方
8	パブリック・コメントにおいて指摘されていた「不適正な取引行為の指定に関する規則」について、「取組の方向2 取引・表示の適正化」の「(1) 事業者指導による取引・表示の適正化」に挿入が可能と考えます。	取引・表示の適正化に当たっては、特定商取引法や景品表示法などの法令に基づく行政処分や行政指導などを実施することとしておりますが、例示した法律以外にも、条例や左記規則を含む関係法令に基づいて事業者指導を実施して参ります。

2 その他

No.	御意見・御質問	県の考え方
9	現代において、デジタル化は必要なことだが、高齢者にとっては、全てをデジタル化してしまうと、生活する上で不便が生じます。	各種施策の実施に当たっては、年齢等消費者の特性に配慮し、方法や内容等を工夫するなど、細やかに対応して参ります。